

## 韓国における幼児教育・保育政策の現状と課題

—— 教育・保育の公共性・質の向上への取り組み（2008-2023）を中心に ——

勅使千鶴

### 要旨

以前からの研究を受け継ぎ、今回は、2008年から2023年の各政権下の幼児教育・保育政策の現状と課題を究明した。

具体的には、Iで、幼児教育・保育政策の進展の根拠として幼稚園・オリニジップ（保育施設）の拡がり（①幼稚園とオリニジップの推移と、②両機関の利用者数の推移および「塾」の性格を有する「学院」の位置づけ）を明らかにした。さらに、両機関が「公共性」を有することを再確認した。

IIでは、李明博政権（2008～2013）、朴槿恵政権（2013～2017）、文在寅政権（2017～2022）、尹錫悦政権（2022～2027）の幼児教育・保育政策を次の3点を意識して究明した。第一は、幼稚園とオリニジップの制度的一元化の追求、第二は、幼稚園とオリニジップの教育費・保育料の無償化、第三に幼稚園およびオリニジップの教育・保育課程統合の動向である。

最後に、尹錫悦政権下施策の一つであるが「幼保統合推進計画」を別枠で取り上げた。それは、これまで韓国で追求してきた教育・保育の「公共性と質向上」の新しい段階の深化と拡大と読み取ったからである。もちろん、「幼保統合推進計画」は始動したばかりで、今後の推移を見守ることが私たちに求められている。

### 用語の説明

大韓民国名は通常使用されている韓国とする。その上で、韓国の幼児教育・保育で使用している用語を先に示し、その後それに相当する日本の呼称を述べる。教育科学技術部（2008年2月29日～2013年3月23日）・教育部（2013年～現在）は文部科学省、保健福祉部は厚生労働省、オリニジップ・保育施設は保育所・保育園、保育教師は保育士、幼稚園教師は幼稚園教諭に相当する。0歳から5歳児担当の保育教師と幼稚園教師を総称する呼称はないため、本稿では「保育者」を使用する。

なお、創設当初の保育園・託児所は1968年からオリニジップと呼称されたが、1991

年の婴幼儿保育法第2条で保育施設と定義された。そして、2011年6月11日、婴幼儿保育法の改正で、保育施設はオリニジップに統一して表記することとなった。本稿では、根拠法に基づき、年度ごとに該当する名称を使用する。

キーワード：幼児教育・保育政策，幼児教育・保育の公共性・質向上，幼稚園，オリニジップ，幼保統合推進団

## はじめに

本稿は、「保育ソーシャルワークと教育との統合を求めた韓国保育者養成・研修システム調査研究」（科学研究費助成金）の一環として、今回は、その基礎となる「韓国における幼児教育・保育政策の現状と課題」を2008年から2023年の幼児教育・保育の「公共性」および「質向上」の取り組みに視座を置き、究明する。

ところで、韓国では以前より幼児教育・保育関係の施設で、虐待が問題とされていた。2015年1月8日、仁川広域市延寿区松島のオリニジップで、給食のキムチを残したという理由で、保育教師が4歳女児を力一杯平手打ちしたという保護者からの通報で、大きな社会問題となった。「子どもの人権」が犯されたこの「事件」は、韓国のみならず、日本でも新聞やテレビ等の報道で大きく取り上げられ、オリニジップと保育教師のあるべき姿が議論された。なお、本オリニジップは保健福祉部から高い評価（95.36点）を受けていたが、当オリニジップの防犯カメラには、先の保育教師が他の園児に対してもいろいろ不適切な行為をしていたことが記録されており、報道でも動画が流された。そして、この「事件」がきっかけとなり、新聞等で、「無理やり給食を食べさせようとして、吐き出したため、頭を殴る」、「昼寝をしないという理由で、2歳児を投げ飛ばす」等多くの報道がされていた。これらのことは、「評価の高いオリニジップでも保育教師により虐待が起きていた」ことに社会は大きな衝撃を受けた。こうした事態を解決するために、保健福祉部は、当時42,000施設のうち9,000ヶ所しか防犯カメラが設置されていない実態から、防犯カメラを全国のオリニジップに設置することを義務づけ、今日に至っている。

なお、前述した仁川広域市のオリニジップ保育教師の虐待事件後1ヶ月もたないうちに判明しただけでも3件の虐待事件が報じられた。最近では、2022年8月に釜山広域市のオリニジップで、5歳児担当の保育教師が14名のうち8～9名の子どもに無差別で虐待をしていたことが明らかにされた。

周知のように、日本でも昨今、保育所や認定こども園で「虐待など不適切保育」が起り、日本でも韓国でも、幼児教育・保育関係者の間で子どもの人権擁護と子どもの権利保障をどのように実践するかが追求されている。そして、幼稚園とオリニジップの乳幼児の人権擁護と権利を保障することの視座から、虐待を受ける子どものみならず、貧困の渦中にある子どもや多文化を背景に持つ子ども等の問題は、全幼稚園とオリニジップの園長、幼稚園教師・保育教師をはじめ園

の教職員、親によって、解決されることが求められている。

また、保育者養成校で行われている教育を子どもの権利保障、子どもの人権擁護の視座から分析することが求められる。すなわち、配置される教科目（一般教育科目、専門科目、教職科目、専攻科目）の中に「人権擁護」と「子どもの権利保障」に関わる教科目が配置されているかどうかである。それと同時に、該当の科目を構成するシラバスの検討が求められる。さらに、幼稚園とオリニジップの教職員を対象とした現職教育の構成とその内容および期間の検討が求められる。以上のことを指摘した上で、今回は、上記の「保育者養成・現任研修研究」の前提となる、「公共性を有する機関としての幼稚園とオリニジップの拡がり・質向上」と「各政権下の幼児教育・保育政策の動向と課題」を明らかにする。

## I 公共性を有する機関としての幼稚園とオリニジップの拡がり

幼稚園とオリニジップの現状を述べる前に、両機関にある二つの背景について述べておく。

第一は、第二次世界大戦以前の日本政府による朝鮮への植民地統制、幼児教育・保育への政策統制である。1897年に釜山や京城（現在のソウル）に私立幼稚園が設立されるが、これは当時、朝鮮に在住していた日本人のために開設された園であった。韓国人のための幼稚園は、1913年に開設の京城幼稚園（教師は日本人）と翌1914年に開設の梨花幼稚園（現在の梨花女子大学校教師範大学附属幼稚園の前身、教師はアメリカ人）である。オリニジップでは、日本にあった鎌倉保育園の支部として鎌倉保育園京城支部が1913年に設置された。9年後の1922年、慶北救済会セツルメント託児所が開設された。その後、第二次世界大戦前は、幼稚園・オリニジップの数はあまり増えることはなく、ほとんどの子どもは家族や親族に養育されていた。その様子は、戦後も長く続いた。

第二は、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争である。1953年の休戦までの3年間に朝鮮半島全土が戦場となり、荒廃していった。1953年7月27日に朝鮮戦争は終結することなく、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国（通称北朝鮮）との間で「休戦協定」が締結された。その後、2018年、当時の文在寅韓国大統領と金正恩北朝鮮労働党委員長との間で第3回南北首脳会議が開かれ、「終戦」を目指す板門店宣言が発表された。しかし、それは実現することなく、今日（2023年）に至っている。そのことと関わって、2023年9月26日、軍の創設75周年記念としてソウル特別市中心市街地で10年ぶりの軍事パレードが大々的に展開され、沿道に多くの市民が集まると国内はもとより世界に動画が配信された。この動画は、平和なときにこそ存在する、幼稚園とオリニジップのそれとは大きな違和感を呈した光景であった。韓国の今日の幼児教育・保育を考察する際、つねに上記の二点が背景に横たわっていることを頭の片隅におきたい。

### 1. 幼稚園とオリニジップの推移

幼稚園の施設数は、上記の背景を持ち、今から43年前の1980年に901ヶ所であった。ちなみ

に、同（1980）年、日本の幼稚園・保育所の数とそこを利用した子どもの数は増え、第二次世界大戦後の第一回目のピークになった年である。

韓国では、表1-1のように、5年後の1985年、幼稚園の数は6,242ヶ所、1990年は8,341ヶ所、2000年には、8,482ヶ所と増えていった。1998年、金大中政権（就任時期：1998年～2003年）が、幼児教育・保育に大きく目を向けたことにより、幼児教育・保育は前進した。その一例になるが、1999年10月、金大中大統領参加のもと、'Education for All'の世界大会がソウル特別市で開催された。各種の教育分科会のなかに幼稚園・保育施設の分科会が設置され、筆者は招聘者の一人として報告をした。この時、幼稚園や保育施設の「公共性」が国内外に広く発信された。2000年に入り、幼稚園の数は少しずつ減るが、2011年には、2000年並みの数値に戻り、2017年に微増し、ピークとなる。しかし、その後また少しずつ減少し、2022年には8,562ヶ所になった。

一方、保育施設数に目を転じると、1990年に1,919ヶ所だった施設数は、1995年には7,166ヶ所、2000年には19,276ヶ所と増加していった。そして、2003年、「女性が働くことと保育の保障」を選挙公約に掲げた盧武鉉政権からは、表1-1のように保育施設数は、24,142ヶ所と大きく増えていった。

幼稚園・保育施設の推移のなかで、各政権の保育政策方針を大きく作用した合計特殊出生率

表1-1 年度別幼稚園・保育施設・オリニジップ数および園児数の推移

区分年度	総乳幼児数	幼稚園		保育施設・オリニジップ	
		園数	園児数	園数	園児数
1980		901	64,433		
1985		6,242	314,692		
1990		8,341	414,532	1,919	48,000
1995		8,776	529,052	7,166	239,474
2000		8,482	545,263	19,276	686,000
2002	3,720,013	8,308	550,150	21,267	800,991
2003	3,598,194	8,292	546,531	24,142	858,345
2004	3,497,252	8,246	541,713	26,903	930,252
2005	3,158,538	8,275	541,603	28,367	989,390
2008	2,828,264	8,344	537,822	33,499	1,135,502
2011	3,212,933	8,424	564,834	39,842	1,348,729
2013	3,264,476	8,678	658,188	43,770	1,486,980
2015	3,187,718	8,930	682,553	42,517	1,452,813
2016	3,153,489	8,987	704,138	41,084	1,451,215
2017	3,044,577	9,029	694,631	40,238	1,450,243
2018	2,904,953	9,021	675,998	39,171	1,415,742
2019	2,726,967	8,819	633,919	37,371	1,365,085
2020	2,562,100	8,706	612,538	35,352	1,244,396
2021	2,474,130	8,660	585,572	33,246	1,184,716
2022	2,204,950	8,562	552,619	30,923	1,096,450

出所：韓国教育開発院：教育統計サービス <https://kess.kedi.re.kr./index>

保健福祉部ホームページ：<https://www.mohw.go.yr>

表 1-2 韓国と日本の合計特殊出生率の推移

年度	1980	1990	2000	2005	2007	2008	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
韓国	2.87	1.59	1.47	1.08	1.26	1.19	1.32	1.24	1.24	1.05	0.98	0.92	0.84	0.82	0.78
日本	1.75	1.54	1.36	1.25	1.34	1.37	1.39	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26

出所：韓国は、育児政策開発研究所：<http://www.kicce.re.kr/>

日本は、厚生労働省『人口動態統計』各年。

備考：韓国⇒1960年の合計特殊出生率は6.00。1970年は4.53。

日本⇒1960年は3.64。1970年は2.19。

は、表 1-2 のように、2000 年には 1.47 であったのが、2005 年に 1.08 と大きく下がる。その一方で、保育施設数は増え続け、28,367 ヶ所になり、2013 年に施設数は 43,770 ヶ所となる。しかし、その後は徐々に減少し、2022 年に 30,923 ヶ所となった。ちなみに、同 2022 年の合計特殊出生率は、0.78、翌 2023 年には 0.70 と下がっている。

韓国では、表 1-2 のように合計特殊出生率が年々大きく下がっている。国の経済を発展させるため、保守派・民主派を問わずどの政権も出生数を上げることが選挙対策の一つとして求められた。その結果、幼児教育・保育の「公共性」を打ち立て、進化させ、「保育の質」の向上を保障する政策を立て、実施することが求められたことを記しておく。

## 2. 幼稚園とオリニジップを利用する園児数の推移

つぎに、表 1-1 で示した幼稚園と保育施設・オリニジップを利用した園児数について述べる。

1980 年の幼稚園の利用者数は、64,433 名で、5 年後の 1985 年には、4.9 倍ほどの 314,692 名と大きく増えている。その後、1990 年、1995 年には、それぞれ 10 万名ほどの利用者が増えている。2000 年になると 545,263 名になり、それ以降 2012 年まで、近似した数値が続くが、2013 年になると 10 万名も増え、658,188 名になる。それ以降、2016 年まで増え続けるが、2017 年からは、徐々に減り、2022 年には 552,619 名になる。

保育施設では、1990 年に 48,000 名、5 年後の 1995 年には 4.9 倍強の 239,474 名に、2000 年には 2.8 倍強の 686,000 名に増える。それ以降、保育施設を利用する子どもの数は大きく増え続け、2008 年には 1,135,502 名、2013 年には 1,486,980 名と増える。その後 2015 年以降は徐々に減少し、2021 年には、1,184,716 名になる。

ところで、幼稚園・保育施設を利用する子どもの数値を考察するとき、それらが全子ども数に占める割合を明らかにすることが求められる。ここでは、2008 年の場合を「表 1-3 保育施設・幼稚園の利用率」で見ると、これによれば、幼稚園も保育施設も利用しない 3 歳児は 12 万名で、26.7%、4 歳児は、9 万 8 千名で 20.7%、5 歳児が 6 万 7 千名で 13.7%となっている。14 年後の 2022 年の両機関を利用していない 3 歳児は、表 1-4 によると、35,217 名で、10.6%であるが、残念ながら、4 歳児は二重記入のため表示は不可であった。5 歳児は 44,465 名で、10.8%である。

これらの幼稚園・保育施設を利用していない子どもの多くは、2008 年当時、学院（ハグォン）を利用していた。学院の性格は一般に「塾」といわれ、私的な施設とされていた。開院時間は、

幼稚園や保育施設のように朝から午後まで開かれ、学院を象徴する「黄色い通園バス」が子どもたちを送迎しており、その様子が街のあちこちで見られた。学院で展開された「授業」は、それぞれが得意とする分野、例えば、美術、体育、英語、テコンドーなどを冠にした学院であった。なお、筆者は、イタリアのレッジョ・エミリアの教育方式を取り入れた「美術学院」を視察したことがある。ここでは、院内環境が、ヨーロッパの有名な画家のレプリカや工芸品が展示され、園庭には子どもたちが作製した粘土の人形、カップや皿などの展示とそれらを焼く窯が設置されていた。

多くの学院の授業内容には「早期教育」を想起させる特徴があり、授業料は幼稚園や保育施設のそれらより安価であること、学院への送迎バスが利用できることから、一定の親の学院利用があった。そのため、学院に通う子どもの数値は、表1-3、2008年「幼稚園・保育施設未利用児童」数とほぼ重なっていた。

ところで、韓国の保育施設は、日本とは異なり、その根拠法である独自の法律、「嬰幼兒保育法」がある。本法律は、1991年に制定され、2004年に全面的に改正されている。一方、幼稚園は2004年1月に初等教育法から独立し、単独の「幼児教育法」が根拠法となった。嬰幼兒保育法と幼児教育法という独自の法律が制定されたことは、幼稚園と保育施設が社会的に「公的な幼児教育・保育」機関、すなわち「公共性」を有した機関と認知されたと言える。と同時に、この二つの法律の存在は、その後の幼児教育と保育の公共性の内実を進化させている。さらに、幼児教育と保育の質向上に役割を果たしている。具体的には、後述するが、幼児教育課程と標準保育課程の内容を検討し、「3歳・4歳・5歳の共通ヌリ課程」を編み出している。

こうした動きの中で、2010年、李明博政権は「公共性」の視座から、5歳児を対象とする全機関（幼稚園、保育施設、学院）に教育補助金を出すと提案した。これに対して、韓国幼児教育学会は、学院には「公共性」に適合する教育活動は見当たらないとの理由で、補助金拠出対象ではないとの声明を出した。それに対して、政府は学院の審査を始め、結果、補助金対象の学院は1ヶ所の美術学院と結論を出した。

2011年、幼児教育法、嬰幼兒保育法が改正され、幼稚園・オリニジップの3歳から5歳児の教育費と保育料を無償とすることを決め、2013年に施行された。当時、学院を利用していた3歳から5歳のほとんどの子どもは、学院から幼稚園か保育施設に移動していることが、表1-3から読み取れる。そして、表1-4のように、2022年の3歳から5歳児のほとんどが、幼稚園かオリニジップを利用していることが読み取れる。表1-4で、1歳児、2歳児のオリニジップ利用率は、80%、90%を超えている。それは、韓国ではオリニジップの入所条件に親の就労義務がないこと、さらに保育料の無償化が影響していると言われている。なお、2022年では、オリニジップを利用していない場合は、養育費が支給されることにより、その数値が下がっている。

表 1-3 2008 年 保育施設・幼稚園の利用率

(単位：千名，%)

区 分	全児童数 (A)	施設利用児童数 (B)		施設の未利用児童 (A) - (B)
		保育施設	幼稚園	
総計	2,744 (100.0)	1,099 (40.1)	530 (19.3)	1,114 (40.6)
0 歳	447 (100.0)	99 (22.2)	—	348 (77.8)
1 歳	446 (100.0)	160 (36.0)	—	285 (64.0)
2 歳	438 (100.0)	242 (56.3)	—	196 (44.7)
小計 (乳児)	1,331 (100.0)	501 (37.7)	—	829 (62.3)
3 歳	449 (100.0)	229 (51.1)	99 (22.2)	120 (26.7)
4 歳	475 (100.0)	193 (40.5)	184 (38.7)	98 (20.7)
5 歳	489 (100.0)	176 (35.8)	247 (50.4)	67 (13.7)
小計 (幼児)	1,413 (100.0)	598 (42.3)	530 (37.5)	285 (20.2)

出所：住民登録人口統計（2010年12月31日、幼稚園関係数値は2010年の教育統計年（2010年4月基準）、保育施設の数値は、保健福祉部の内部資料（2010年11月基準）。

表 1-4 2022 年 幼稚園およびオリニジップの乳幼児の年齢別利用率

区分	人口数(A)	オリニジップ (B)	幼稚園(C)	計 (B + C)	比率 (B/A)	比率 (C/A)	比率 (B + C)/ A
0 歳	509,038	126,606		126,606	24.9		24.9
1 歳	277,529	239,157		239,157	86.2		86.2
2 歳	307,957	285,937		285,937	92.8		92.8
0～2歳小計	1,094,542	651,700		651,700	59.5		59.5
3 歳	333,048	165,335	132,496	297,831	49.6	39.8	89.4
4 歳	364,198	135,413	189,748	325,161	37.2	52.1	89.3
5 歳	413,162	138,322	230,375	368,697	33.5	55.8	89.2
3～5歳小計	1,104,408	439,070	552,619	991,689	39.6	49.8	89.3
0～5歳全体	2,204,950	1,090,770	552,619	1,643,389	49.5	25.1	74.5

出所：韓国教育開発院教育統計サービス <https://kess.kedi.re.kr./index>

保健福祉部：<http://www.mohw.go.kr>

行政安全部住民登録人口統計 <https://jumin.mois.go.kr>

## II 幼児教育・保育政策の現状と課題

つきに、幼児教育・保育政策方針を述べる。

今日、韓国が抱える政策課題の一つに経済発展のため、合計特殊出生率を向上させることがある。これは、保守派であろうと民主・革新派であろうと政権を取った大統領に国民は期待を寄せる。なかでも、そのうちのひとつに「公共性」に繋がる幼児教育・保育の量的拡大と公共性の進化となる「質の向上」がある。大統領の任期は5年で、再任はないため、選挙政策として前政権の政策と異なるか、あるいは「反対」の政策を有していても、一定の部分は継続がされている。ところで、金大中（1998～2003）・盧武鉉（2003～2008）の革新派と呼ばれた政権は、10年間で、結果として「量」と「質」において十分な所までは進んでいないが、幼児教育・保育政策の

基本的な考えを社会に定着させようと試みていた。ここでは、盧武鉉の保育政策「セッサク・プラン」を引き継いだ李明博政権から今日、2023年現在の尹錫悦政権の保育政策を考察する。

1. 李明博政権「第一次中長期保育計画」の動向 —2008年～2013年—

盧武鉉政権で「差等保育料」制度とともに基本補助金の導入を行って、保育料支援をした。李明博政権は、第一次中長期保育計画を出し、アイサラン・プランを作成し、実施段階では計画案を拡げ、2012年3月からオリニジップに通う満2歳以下の子どもと幼稚園・オリニジップに通う満5歳の子どもの保育料・教育費を無償と決め、2013年に施行した。

幼児教育法は、2012年3月に「満3歳～満5歳の幼児に対する無償教育」を定め、改正した。

表 2-1 アイサラン・プラン（2009年～2012）とセッサク・プラン（2006年～2010）

区分	アイサラン・プラン	セッサク・プラン
期間	2009年～2012年	2006年～2010年
予算	11兆7,111億ウォン	6兆4,580億ウォン
主要政策の変更事項		
強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料の全額支援の拡大（2012年までに保育施設児童の80%まで全額支援）</li> </ul>	（保育料の支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・差等保育料の支援拡大—2009年の都市勤労者の130%まで保育料の30%支援</li> <li>・基本補助金の導入—2010年までに、満5歳児まで導入</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育手当の導入—2010年までに保育施設未利用児童の80%までを支援</li> <li>・アイ・ドルボム（子ども預かりサービス）支援及び育児総合支援センターの設立</li> </ul>	<保育施設の未利用児童の支援>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の補助金と差等保育料の統合</li> <li>・アイサラン・カードの導入</li> <li>・脆弱地域に国公立施設の設立—国公立の待機児童の減少（12万名→6万名）2012年までに2,119ヶ所に拡充</li> </ul>	<保育料の支援方式> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設に保育料の支援</li> </ul> <国公立施設の拡充> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年までに国公立施設を2倍に拡充 2005年1,352ヶ所→2010年2,700ヶ所</li> </ul>
追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化児童の支援強化</li> <li>・保育施設の安全共済会の設立</li> <li>・保育費用支援の選定基準の見直し</li> <li>・保育教師の処遇改善—農村の担任の増員（2009年21,000名→2012年8万5,000名）代替教師の支援（2009年450名→2012年1,500名）</li> </ul>	
持続的な維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの質の向上：評価認証、健康・栄養・安全の強化、保育プログラムの開発</li> <li>・脆弱保育の強化：障害児、放課後・時間延長保育サービスの支援</li> <li>・多様な保育施設の拡充：職場保育施設、父母協同保育施設</li> </ul>	
未反映	※低出産高齢社会の基本計画及男女雇用平等と仕事・家庭の両立の基本計画に含まれているため、未反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭親和的な職場文化の造成</li> <li>・産前産後の休暇及び育児休職制度の活性化</li> <li>・農漁人の養育費の支援</li> </ul>

出所：保健福祉家庭部「アイサラン・プラン」2009年4月、  
女性家族部「セッサク・プラン」2006年。



一方、オリニジップは、嬰幼児保育法に2013年1月、「就学前の乳幼児保育を無償」と定め、改正した。韓国の教育・保育機関の年度初めは、3月1日である。なお、保育施設未利用の児童に対する養育費手当は、2010年迄は未利用児童の80%までに支給されていたが、2013年3月からは全未利用児童に支給された。教育費・保育料の無償化は、幼児教育・保育の機会均等に関わり、幼児教育・保育の公共性を進化させることに大きな意味を持った。

幼児教育・保育の「公共性の進化」の別の面、すなわち「教育の機会均等」から見ると、検討事項として幼稚園と保育施設の制度的な一元化の問題がある。2000年代当初、幼稚園と保育施設を統合し、イギリス型の保育学校構想が政府から提案されたが、表1-1のように幼稚園と保育施設の利用者数は少なく、それらの統合は時期尚早と結論が出された。

その後、2007年6月、盧武鉉政権は「ビジョン2030; 2+5戦略」として「満5歳児の早期就学」の中で「5歳児が同じ保育・教育を受ける」あり方について、議論を進めた。しかし、この時は、「財政上困難」との理由で、「満5歳児の就学は時期尚早」となり、議論は棚上げとなった。

二年後の2009年前半、李明博政権は「保育施設と幼稚園を『幼児学校』に統合し、満5歳を義務教育に転換させる検討をしている」と「ハンギョレ新聞」（2009年8月10日付け）は報じた。そして、同11月25日、李明博大統領直轄機関「未来企画委員会」は、「満5歳児を就学年齢にする方案」を提出した。この方案を巡って、政府、政党、幼児教育・保育関係学会、幼稚園・保育施設関係者、保護者の間で議論が展開された。しかし、その議論の結論が出る前の2011年5月2日に、韓国企画財政部・教育科学技術部・保健福祉部・行政安全部は、合同で『『満5歳共通課程』導入の推進計画』（以下「推進計画」と略す）を出した。この推進計画が目指した内容は、それまで討議してきた「満5歳児を就学年齢にする」のでもなく、「満3歳以上の幼児が通う幼稚園と保育施設との制度的な一元化の実施」を意味するものでもなかった。なお、嬰幼児保育法改正（2011年）により、保育施設をオリニジップに変更したことにより、「推進計画」では、オリニジップを使用している。従って、以下、オリニジップの名称を使用する。

この「推進計画」は、「希望するすべての5歳児に教育・保育費を無償とする」形で、「教育・保育を受ける権利保障」を打ち出した。前述のようにこの時期、私的機関である「学院」に通う5歳児（5万人、全5歳児人口の9.1%）は、この「推進計画」の対象にしなかった。ここには、学院の子どもが幼稚園かオリニジップに転園することを期待していたのである。なお、李明博政権は、保育に対する責任を強化するけれども、基本的には需要者中心の保育政策の実施を目標としていた。

本題に戻すが、この「推進計画」は、幼稚園、オリニジップで行う教育・保育内容・方法の基礎となる「教育・保育課程」を共通にすることを打ち出した。このことは、幼稚園とオリニジップの保育内容の段階で「統合」の実施を意味した。この「推進計画」には、冒頭で満5歳の教育・保育に対する「国家の責任強化」が謳われた。この「国家の責任の強化」は、その後の公的な「教育・保育機関」で、すべての子どもの「教育・保育の質向上」に寄与することができる基

表 2-2 標準保育課程、幼稚園教育課程、満5歳ヌリ共通課程の領域と目標の比較

標準保育課程		満5歳ヌリ共通課程		幼稚園教育課程	
領域	目標	領域	目標	領域	目標
基本生活	健康で、安全で、正しく生活する態度と習慣を持つ。	身体運動	基本運動能力と健康で安全な生活習慣を育てる。	健康生活	身体と心を健康にし、基本生活習慣を育てる。
身体運動	自身の身体を肯定的に認識し、基本運動能力を育てる。				
コミュニケーション	基礎的な言語能力を身につけ、正しい言語生活態度と習慣を持つ。	意思疎通	日常生活に必要な意思疎通の能力と正しい言語の使用の習慣を育てる。	言語生活	コミュニケーションのための言語能力を養い、正しい言語生活習慣を持つ。
社会関係	自身を尊重し、他人とともに生活する態度を持つ。	社会関係	自分を尊重し、他人とともに生活する態度を育てる。	社会生活	ともに生きる態度とわが伝統文化を愛する心を持つ。
芸術経験	自然と芸術作品の美しさに関心を持ち、創意的に表現する。	芸術経験	美しさに関心を持ち、芸術経験を楽しみ、創意的に表現する能力を育てる。	表現生活	自分の考えや感じたことを自由に、創意的に表現する経験を持つ。
自然探求	周辺環境に好奇心を持ち、探求する能力と態度を見につける。	自然探求	好奇心を持ち、周辺世界を探求し、日常生活の中で数学的・科学的な問題解決能力を育てる。	探求生活	好奇心を持ち、探求し、自然を尊重する態度を持つ。

礎形成になった。「5歳ヌリ共通課程」は、2011年9月に公示され、2012年3月に施行された。

ところで、当時の標準保育課程と幼稚園教育課程の「共通の教育課程」は、「満5歳ヌリ共通課程」と名付けられた。新しい課程の名称は一般から募集され、結果「ヌリ共通課程」となった。この「ヌリ」は「世の中」あるいは「享受する」を意味し、「5歳の子どもが幼稚園やオリニジップで、夢と希望を思い切り享受する」ことを含んでいる。ここでは、韓国語をそのまま使用し「ヌリ課程」と呼称する。幼稚園とオリニジップの教育・保育課程がどのように「満5歳ヌリ共通課程」に統合されたかについて、その後の幼児教育・保育の質の指標となる幼児教育・保育内容の動向を勘案し、それぞれの内容の大枠を表2-2に示すこととする。この「満5歳ヌリ共通課程」ができる過程の議論とその後の実施により、教育・保育を受ける機会均等と質のよい教育・保育を保障する第一歩になった。また、満5歳ヌリ共通課程の実施により、幼稚園教師、保育教師の質を上げる課題も明らかにされた。

「満5歳ヌリ共通課程」が施行され、実施されるにあたり、国と自治体の財源配分など財政に関わる大きな動きが出たが、その詳細や、「満5歳ヌリ課程」の領域の「内容範疇」「内容」「細部内容」については、「韓国における保育・幼児教育の公共性および質の向上への取り組み」(2012)を参照されたい。

李明博政権は、2009年に養育手当制度を導入したが、2011年には養育手当制度の対象を全ての子どもに拡大した。アイサラン・プランでは基本的に保育に対する国の責任を強化し、需要者中心の政策を目指し、需要者に合わせたサービスの提供（注：子どもへの保育料支援だけを保育

パウチャーにした)、保育の質の向上(保育・教育課程の統合、教育・保育担当者の専門性の向上)等の教育・保育事業の支援体制を手がけた。

## 2. 朴槿恵政権「第二次中長期保育計画」の動向 —2013年～2017年—

2013年2月25日、韓国で最初の女性の朴槿恵第18代大統領が誕生した。朴槿恵政権は、前李明博政権の保守的な流れを基本的に継ぐことになる。朴槿恵政権では、つぎの三点、すなわち①幼稚園とオリニジップの制度的一元化を巡る動き、②0歳から満5歳児の無償教育・保育、養育手当等の支援の取り組み、③「満5歳共通ヌリ課程」を発展させ、3歳から4歳まで拡大した「3歳から5歳共通ヌリ課程」の導入、について述べる。

第一に、先述のように、韓国では、それまで、幼稚園と保育施設の制度的一元化が目指され、討議されてきたが、いずれも理由は異なるが実現しなかった。その流れの中で、前李明博政権は、「幼稚園・オリニジップの教育・保育課程の分野」で統合を実現させた。つぎの朴槿恵政権は政権発足後、「ヌリ課程」の対象年齢を拡げることに加え、所管官庁、財政、施設、教員養成、評価基準等の制度面での統合を推進するため、2013年5月、国務総理の下「幼保統合推進委員会」を発足させた。同年12月開催の第2回幼保統合委員会会議で、「その後の幼稚園・オリニジップの一元化」の進め方を議論し、2014年3月から必要な作業を段階的に行い、「保護者の意見を最優先」とし、朴槿恵政権の任期中に完成させる意向を表明した。当時、「幼稚園とオリニジップの統合化」のモデル事業も示されていたので、実現が可能とみる声もあった。しかし、公立幼稚園と国公立オリニジップとの間でも格差があり、オリニジップ間でも違いがあることから、朴槿恵政権でも実現を見ることはなく、後述する2022年尹錫悦政権の「幼保統合推進委員団」「幼保統合推進委員会」の活動を待つことになる。

第二に、0歳から5歳の無償教育・保育および養育手当支援について述べる。

2012年3月に幼児教育法の改正により、「満3歳から満5歳の幼児に対する教育費を無償とする」と制定した。一方、オリニジップは、2013年1月の嬰幼兒保育法改正により、「乳幼兒保育を無償とする」と改定した。

そして、第二次中長期保育計画の実施により、朴槿恵政権は、2013年3月、幼稚園・オリニジップを利用する全乳幼児に親の所得制限を付けずに、教育費・保育料を全面的に無償とした。また、幼稚園・オリニジップの未利用者には「養育手当」を出した。

保育料について付け加えると、周知のように、それまでの政権では、大枠で5歳児と他の年齢では異なる枠組を創り(ただし、2012年は0歳～2歳、3歳～4歳と5歳の枠組み)、所得階層により保育料の等差制を使用し、あるいは、障害のある乳幼児を対象に保育料を無償にしていた。しかし、今回のように全乳幼児を対象に教育費・保育料を無償にし、幼稚園とオリニジップの未利用者に「養育手当」を出すことはなかった。

全乳幼児の教育費・保育料無償の実施は、幼稚園とオリニジップを利用する親には歓迎されることだが、国の全予算から勘案したとき、莫大な財源の捻出方法が大きな問題となった。なぜな

ら、幼児教育法の3条は「国家及び地方自治体は、保護者とともに幼児を健全に教育する責任を負う」と謳い、嬰幼兒保育法の4条2項は「国家と地方自治体は、保護者とともに乳幼児を健全に保育する責任を負い、これに必要な財源が安定的に確保できるよう努力しなければならない」としている。言い換えれば、幼稚園とオリニジップに必要な財源は、国・政府だけではなく自治体も拠出することになる。朴槿恵政権の0歳から5歳児の教育費・保育料の無償と養育費手当支援に掛かる財源は全予算の中でも莫大な額を占めることから、政府と自治体の拠出する割合の変更を提案した。それまでの政府と自治体との割合は、ソウル特別市対政府は80対20で、ソウル特別市以外の自治体と政府の割合は50対50であった。そのため、朴槿恵政権は、教育費・保育料無償の場合で、政府の国庫補助率を20%引き上げる案を示し、国会の保健福祉委員会は、その案を了承した。しかし、ソウル特別市の反対で、検討が長引いたが、結論として、15%の引き上げで妥協が示された。ソウル特別市対政府の分担の割合は、65%対35%、他の自治体対政府が35%対65%の妥協案で国庫補助金の割合が決められた。

つぎに第三の点について述べる。「5歳共通ヌリ課程」は、2011年9月に公示され、2012年3月に施行された。「5歳共通ヌリ課程」が施行される前の2012年1月に李明博政権は、幼児教育・保育の国家責任を強化することを決定し、その一つとして2013年に「5歳共通ヌリ課程」を「3歳と4歳」に拡げる、と発表した。教育科学技術部は、保健福祉部の委託を受け、育児政策研究所が中心となり、2012年7月、「3-5歳年齢別ヌリ課程」(教育科学技術部・保健福祉部)が公示された。そして、朴槿恵政権になった2013年3月、「3-5歳年齢別ヌリ課程」は、国家水準の教育課程として施行された。幼稚園とオリニジップが同じ教育・保育課程を使用することで、教育の機会均等と幼児教育・保育の質の向上に寄与することが期待された。

「3-5歳年齢別ヌリ課程」は、3・4・5歳の発達の特性を考慮し、総論を含め、10冊の冊子と、DVDで構成された。具体的には、幼稚園・プログラムとオリニジップ・プログラムである。オリニジップ・プログラムを例示すると、4巻(1巻:総論および3月から5月の3つの主題提示、2巻は6月から8月の3つの主題提示、3巻は9月から11月の3つの主題提示、4巻は12月から2月の3つの主題提示)の年齢別の内容が示され、残り的一巻は、混合年齢班で適用できる活動を示している。

「3-5歳年齢別ヌリ課程の構成体系」は、つぎの表2-3の通りである。「内容体系」を領域「身体運動・健康」の「内容範疇」と「細部内容」に視点を当て、表2-4にまとめる。そのことは、「3-5歳年齢別ヌリ課程」の他の5領域がどのように組み立てられるかを推察するのに役立つからである。

「3-5歳年齢別ヌリ課程」の告示は、幼稚園とオリニジップの3歳から5歳児が同じ教育・保育課程を受ける機会を得ることができ、大きな意味があったことを最初に強調したい。その上で、その内容については、保育の質向上からの点検が求められる。

例えば、上記の表から推察して、「3-5歳年齢別ヌリ課程」に示されている内容は、教育基本法の教育理念、幼児教育法、嬰幼兒保育法にある子ども像や教育観が見えにくい。特に「細部内

表 2-3 3-5 歳年齢別ヌリ課程の構成体系

第1章 ヌリ課程の総論
Ⅰ 構成方向 Ⅱ 目的と目標 Ⅲ 編成と運営—1. 編成, 2. 運営, 3. 教授・学習方法, 4. 評価
第2章 年齢別ヌリ課程
第1節 3-5歳年齢別ヌリ課程の領域別目標
1. 身体運動・健康 2. 意思疎通 3. 社会関係 4. 芸術経験 5. 自然探求
第2節 3-5歳の領域別ヌリ課程の領域別内容
1. 3歳ヌリ課程, 2. 4歳ヌリ課程 3. 5歳ヌリ課程

出所：教育部告示第 2011-61 号「3-5 歳年齢別ヌリ課程」（2012 年 3 月施行）

備考：表 2-2「5 歳共通ヌリ課程」の領域の「身体運動」は、「3-5 歳年齢別ヌリ課程」では、「健康」が付加され、「身体運動・健康」となった。

表 2-4 領域「身体運動・健康」の内容範疇・細部内容「身体調節と基本運動」の項目について

内容範疇	内容	細部内容		
		3 歳	4 歳	5 歳
身体調節と基本運動	身体調節をする。	身体均衡を維持してみる。	多様な姿勢と動作で身体均衡を維持する。	
		空間、力、時間等の動作要素を経験する。	空間、力、時間等の動作要素を活用して動く。	
		身体各部分の動きを調節してみる。	身体各部分を協応して動作を調節する。	
		目と手を協応して小筋肉を調節してみる。		
			道具を活用していろいろな操作運動をする。	
	基本運動をする。	歩く、走る等の移動運動をする。	歩く、走る、跳ぶ等多様な移動運動をする。	
その場で身体を動かしてみる。		その場で身体を多様に動かす。		

出所：教育部告示第 2011-61 号「3-5 歳年齢別ヌリ課程」（2012 年 3 月施行）

容」に示された項目には、いきいきとした幼児の姿が浮かんでこない。他の領域でも、幼稚園やオリニジップで子どもがいきいきと生活している姿、遊んでいる姿が伝わってこない。むしろ 369 項目と指摘されている「学習的な内容」が盛り込まれている点に注目することが求められる。この点はすでに、本ヌリ課程が施行されたときから、領域項目の内容が「子どもの実態と合っていない」、「細かすぎる」等、幼稚園やオリニジップの現場から意見が出されていた。そして、これは後の 2019 年に改訂される「ヌリ課程」の「性格」、「人間像」、「教授・学習」等の内容形成過程に繋がっていく。

### 3. 文在寅の保育政策 —2017 年～ 2022 年—

保守派朴槿恵大統領任期途中の罷免で、2017 年 5 月 10 日、民主派の文在寅政権が誕生した。文在寅政権は、5 年間の 5 つの国政目標として、①国民が主人公の政府、②ともに豊かに暮らす経済、③私の人生に責任を持つ国、④等しく発展する地域、⑤平和と繁栄の朝鮮半島、を挙げた。そして、「全ての子どもは、すべての国民の子ども」として、表 2-5 に示す 12 項目の「幼児教育に関する国家の目標」（2017 年 7 月 7 日）を出した。

表 2-5 乳幼児教育・保育に関する国家の目標

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ヌリ課程への助成を確保する政府の説明責任を強化する。</li> <li>2. 国公立の幼稚園・オリニジップへの参加率を40%までに増加をさせる。</li> <li>3. 不利な状況にある子どもたちに対する幼児教育・保育への優先的な入園確保を行う。</li> <li>4. 不利な状況にある子どもたちのニーズに応じた教育支援をする（特別支援児を受け入れる施設の増加：言語学習を中心とした多文化プログラムの展開等）。</li> <li>5. 幼稚園とオリニジップの質的格差を縮め、満足度を向上（教員の給与、資格等）させる。</li> <li>6. 適切な学習時間の法制化による、子ども主体のカリキュラムを実施する。</li> <li>7. 幼児に対する過剰な私的教育（習い事）を禁止する。</li> <li>8. 保護者の信頼に適う、安全な環境にする。</li> <li>9. 幼稚園の公私立間格差の是正をする。</li> <li>10. 将来に向けた学習環境の向上を計る。</li> <li>11. 地方教育行政担当局の自立性及び実現力を強化する。</li> <li>12. 0～5歳児に対する月額15万ウォンの子ども手当を支給する（2019年9月以降）。</li> </ol>
--

上記の「乳幼児教育・保育に関する国家目標」に沿って、教育部からは「乳幼児教育の改革プラン（2018年-2022年）中期計画」、保健福祉部からは保育政策に関する第三次（2018年-2022年）中期計画が出された。教育部が出した「幼児教育の改革プラン」は、表2-6に見るように、「計画内容のビジョン」、「目標」、「達成目標」、「実施システム」が示されている。表2-7、保健福祉部が出した「保育政策に関する第三次中期計画」は、「ビジョン」、「目標と戦略」、「施策」である。

表 2-6 幼児教育の改革プラン（2018年-2022年）中期計画

幼児教育の改革プラン（2018年-2022年）中期計画			
ビジョン	幼児教育に対する政府の説明責任強化及び教育文化の革新		
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の質保障と教育機会の公平</li> <li>・幼稚園、教員、保護者の教育コミュニティを通じた子どもの発達支援</li> <li>・幼稚園とのネットワーク構築による乳幼児教育公共性の確保</li> </ul>		
達成項目	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望ある社会を回復し強化する。</li> <li>・教育現場における改革を通じて、子ども主体の教育風土を創る。</li> <li>・教育コミュニティとともに、子どもたちの健やかな発達を支援する。</li> <li>・幼児教育革新のための運営システムを構築する。</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平等な教育機会を確保することにより、希望ある社会を実現する。</li> <li>・公立幼稚園を拡大する。</li> <li>・私立幼稚園の運営の透明性を確保して、公共性を強化する。</li> <li>・子ども主体のパラダイムに転換する。</li> <li>・過剰な民間教育を是正する。</li> <li>・保護者の信頼に適う学習環境を創る。</li> <li>・子どもの健やかな発達を支援するため、保護者の感覚を強化する。</li> <li>・幼稚園教師と子どもの相互作用を強化する。</li> <li>・幼児教育施設の評価システムを構築する。</li> <li>・私立幼稚園に対する支援システムを充実させる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望ある社会を回復し強化する。</li> <li>・教育現場における改革を通じて、子ども主体の教育風土を創る。</li> <li>・教育コミュニティとともに、子どもたちの健やかな発達を支援する。</li> <li>・幼児教育革新のための運営システムを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平等な教育機会を確保することにより、希望ある社会を実現する。</li> <li>・公立幼稚園を拡大する。</li> <li>・私立幼稚園の運営の透明性を確保して、公共性を強化する。</li> <li>・子ども主体のパラダイムに転換する。</li> <li>・過剰な民間教育を是正する。</li> <li>・保護者の信頼に適う学習環境を創る。</li> <li>・子どもの健やかな発達を支援するため、保護者の感覚を強化する。</li> <li>・幼稚園教師と子どもの相互作用を強化する。</li> <li>・幼児教育施設の評価システムを構築する。</li> <li>・私立幼稚園に対する支援システムを充実させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望ある社会を回復し強化する。</li> <li>・教育現場における改革を通じて、子ども主体の教育風土を創る。</li> <li>・教育コミュニティとともに、子どもたちの健やかな発達を支援する。</li> <li>・幼児教育革新のための運営システムを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平等な教育機会を確保することにより、希望ある社会を実現する。</li> <li>・公立幼稚園を拡大する。</li> <li>・私立幼稚園の運営の透明性を確保して、公共性を強化する。</li> <li>・子ども主体のパラダイムに転換する。</li> <li>・過剰な民間教育を是正する。</li> <li>・保護者の信頼に適う学習環境を創る。</li> <li>・子どもの健やかな発達を支援するため、保護者の感覚を強化する。</li> <li>・幼稚園教師と子どもの相互作用を強化する。</li> <li>・幼児教育施設の評価システムを構築する。</li> <li>・私立幼稚園に対する支援システムを充実させる。</li> </ul>		
実施システム	<p>包括的で系統的な支援システムを構築する。</p> <p>教育部及び他の関係政府部門、地域の教育行政当局、幼稚園、教員、保護者をつなぐ。</p>		

教育部：報道資料，2017年12月28日。

表 2-7 保育政策に関する第三次（2018 年 -2022 年）中期計画

保育政策に関する第三次（2018 年 -2022 年）中期計画		
ビジョン	子どもたちの幸せな成長に向けて、ともに行動する社会	
目標 と 戦略	保育の公共性を強化する	保育システムを再構築する
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国公立オリニジップへの就園率を 40%にする。</li> <li>2. 国公立オリニジップの運営の公共性を強化する。</li> <li>3. 職場での保育を拡大する。</li> <li>4. 保育の透明性を向上させる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリニジップに対する支援システムを改善する。</li> <li>2. 保育料の単価設定を行い、適切な水準の助成を実施する。</li> <li>3. (0 歳 -2 歳)「標準保育課程」を改訂する。</li> </ol>
	保育の質的レベルを向上する。	保護者の子育てを充実させる。
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育教師の専門性を促進する。</li> <li>2. 保育教師の報酬を保証する。</li> <li>3. 保育環境を充実する。</li> <li>4. 定期的なモニタリングを行う。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者の子育てを支援する。</li> <li>2. 時間制保育（一時保育）サービスを拡大する。</li> <li>3. 不利な状況にある子どもたちの保育を支援する。</li> </ol>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 支援システム機能の再構築をする。</li> <li>▶ 政府と NGO の協力を増進する。</li> <li>▶ “e- システム”を再編成する。</li> </ul>	

保健福祉部：報道資料，2017 年 12 月 28 日。

文在寅政権の幼児教育・保育政策では、表 2-5 のように 12 の項目が挙げられているが、ここでは、まず 2 番目に挙げられている国公立幼稚園・オリニジップへの参加率を増やすことに力を入れていることに注目する。国公立幼稚園・オリニジップの施設数が少ないこともあり、参加率は低くなっている。全子ども数が減少している状態の中、施設を増設せずに、まず参加率を増やすことがめざされている。そのことは、韓国の幼児教育・保育の質を引き上げることに繋がると考えられているからである。

つぎに、「保育の質向上」に関わって、2020 年に施行した「2019 改訂ヌリ課程」について述べる。保育の質向上に関わり、「3-5 歳年齢別ヌリ課程」を実践するなかで、「子どもの主体性」を引き出す幼児教育・保育の必要性、幼稚園・オリニジップの活動の中心は「遊び」であることが再確認され、「学習的な内容」を含んだ項目を 369 項目から 59 項目に減らした。その結果、2019 年 7 月 24 日に「ヌリ課程」が告示され、2020 年 3 月 1 日から施行された。従来「ヌリ課程」と区別するために通称「2019 改訂ヌリ課程」と呼称されているので、ここでも、それを踏襲する。なお、「2019 改訂ヌリ課程」が告示され、同時に、2019 年 12 月に教育部・保健福祉部から、『2019 改訂ヌリ課程 解説書』、『2019 改訂ヌリ課程 遊び理解資料』、『2019 改訂ヌリ課程 遊び実行資料』が発行された。

つぎに、「保育の質向上」に大きく影響を与え始めている「2019 改訂ヌリ課程」の特徴を 5 点述べる。

第一に、「2019 改訂ヌリ課程」の冒頭で、これまでのヌリ課程とは異なることを明確にするため「ヌリ課程の性格」を述べている。しかもその内容はこれまでの韓国の幼児教育・保育の実践

で十分に意識して展開してこなかった点、なかには無視していた点の指摘である。具体的には、「ヌリ課程の性格」を3～5歳の幼児のための「国家基準の教育課程」と述べ、「ヌリ課程の性格」を5つ挙げている。以下、「ヌリ課程」で使用する日本語の五十音に当たる表示、「カ、ナ、タ、ラ」を使用し、「ヌリ課程の性格」を表2-8に紹介する。

表2-8 ヌリ課程の性格

カ. 国家水準の共通性と地域、機関及び個人水準の多様性を同時に追求する。 ナ. 幼児の全人的発達と幸福を追求する。 タ. 幼児中心と遊び中心を追求する。 ラ. 幼児の自律性と創意性伸長を追求する。 マ. 幼児、教師、園長（園監）、保護者及び地域社会がともに実現していくことを追求する。
--

今回「ヌリ課程」の性格として、「全人的発達と幸福」、「幼児中心と遊び中心」、「幼児の自律性と創意性の伸長」の追求を挙げているが、それまでの実践から出てきた大事な視座といえる。

第二に、第一章の総論で、「追求する人間像」（表2-9）を挙げていることに注目したい。

表2-9 追求する人間像

カ. 健康な人間, ナ. 自主的な人間, タ. 創意的な人間, ラ. 感性が豊かな人間, マ. ともに生きる人間
--

保育実践を進める時、まず、幼稚園とオリニジップの状況、子どもの家庭・社会の現状、そして、目の前の子どもの状況を把握し、どのような子どもに育てるか、言い換えれば人間像をどうつくるかが、教師にとって、大前提となる大事な視点だからである。前の「3-5歳年齢別ヌリ課程」では、「多くの目標」を実行するために、「教師中心」の教育・保育になり、「子どもの自主性が育っていない」ことへの反省から出された人間像である。そして、目的として「幼児が遊びを通して、心身の健康と調和のとれた発達をし、正しい人性と民主市民の基礎を形成する」と述べている。ここでは、省略するが、この人間像を実現するために5つの目標が掲げられている。

第三に、「2019改訂ヌリ課程」をオリニジップの「0から2歳の保育課程」と関係するとともに、「小学校教育課程」とも連携を意図したことである。保育・教育の一貫性の追求を勘案していることが読み取れる。

表2-10 構成の重点

カ. 3～5歳全ての幼児に適用することができるように構成する。 ナ. 追求する人間像具現のための知識、技能、態度及び価値を反映して構成する。 タ. 身体運動・健康、意思疎通、社会関係、芸術経験、自然探究の5領域を中心として構成する。 ラ. 3～5歳の幼児が経験すべき内容で構成する。 マ. 0から2歳、保育課程及び初等学校教育課程との関係をする。
---

第四は、幼児教育・保育における教師と子どもの「教授・学習」の在り方を示したことである（表2-11）。換言すれば、それまでの多くで見られた「教師中心」の教育・保育ではなく、幼児の自主性、自律性を重んじ、教師と幼児との関係をどのようにつくるかの具体的な提案を「教授・学習」として提案していることである。さらに言えば、幼児の教育・保育の中心活動となる



「遊び」について三項目を設けたことである。この三項目を視座に教育部・保健福祉部は、子ども遊びの様子を掲載したカラー写真付きで、遊びの理解と実践の展開のしかたを先述の『2019改訂ヌリ課程 遊び理解資料』と『2019改訂ヌリ課程 遊び実行資料』（2019年12月）として上梓した。

表 2-11 教授・学習

カ. 幼児が興味と関心に従って、遊びに自由に参加し、楽しむようにする。 ナ. 幼児が遊びを通して学べるようにする。 タ. 幼児が多様な遊びと活動を経験することができるよう、室内外の環境を構成する。 ラ. 幼児と幼児、幼児と教師、幼児と環境間に、能動的な相互作用が行われるようにする。 マ. 5領域の内容が、統合的に幼児の経験と関係されるようにする。 パ. 個々の幼児の要求に応じて、休息と日常生活が円滑に行われるようにする。 サ. 幼児の年齢、発達、障害、背景などを考慮し、個別特性に適合する方式で学ぶようにする。
---

第五は、5領域の内容が整理されたことである。ここでは、表 2-12「身体運動・健康」の全「内容区分」と「内容」を取り上げる。「3-5歳共通ヌリ課程」の表 2-4「身体運動・健康」の内容範疇と細部内容に掲げられたなかの一項目である「身体調節と基本運動」の項目と比較しながら読み取りたい。

その前に、他の4領域の目標と内容区分と内容を掲載する。

「意思疎通」は、目標を「1.日常生活において聞いて、話すことを楽しむ、2.読み、書きに関心を持つ、3.本やお話を通して、想像することを楽しむ」とし、それに基づき、内容の区分は3件、その項目は12項目である。「社会関係」の目標は、「1.自分を理解して、尊重する、2.他者と仲良くする、3.私たちが住んでいる社会と多様な文化に関心を持つ」の3項目を挙げ、内容区分を3件、内容項目を12項目示した。「芸術経験」の目標は「1.自然と生活および芸術の中で、美しさを感じる、2.芸術を通して創意的に表現する過程を楽しむ、3.多様な芸術表現を尊重する」の3項目、内容区分は3項目で、内容項目は10項目を掲載している。「自然探求」の目標は「1.日常の中で好奇心を持って、探究する過程を楽しむ、2.生活の中の問題を数学的、科学的に探究する、3.生命と自然を尊重する」の3件、内容区分も3件、内容項目は、13項目である。

さて、領域「身体運動・健康」の目標および内容の冒頭では「室内外で身体活動を楽しみ、健康で安全に生活する」と述べ、つぎの3点の目標を記した。①身体活動に楽しく参加する、②健康な生活習慣を身につける、③安全な生活習慣を身につける、である。

本題、領域「身体運動・健康」に戻る。本領域の内容では、表 2-12 領域「身体運動・健康」の内容区分とその内容に分けている。先述の表 2-4の「内容範疇」、「細部内容」の枠組みがない上に年齢別の区分もない。そして、今回の項目に示されている「内容」からは、幼稚園とオリニジップの子ども発達や姿が容易に思い浮かぶことを指摘しておきたい。このことは、領域の違いはあれ、他の領域にも通じていることである。

以上、「2019改訂ヌリ課程」の特徴を述べたが、この課程のねらいが今後どのように幼稚園と

表 2-12 領域「身体運動・健康」の内容区分とその内容

内容区分	内 容
身体活動を楽しむ。	身体を認識して動かす。
	身体の動きを調節する。
	基礎的な移動運動、その場の運動、道具を使った運動をする。
	室内外の身体活動に自発的に参加する。
健康な生活をする。	自分の身体と周辺を清潔にする。
	身体によい食物に関心をもって、正しい態度で楽しく食べる。
	一日の日課の中で適当な休息をとる。
	疾病を予防する方法を知って、実践する。
安全な生活をする。	日常の中で安全に遊び、生活する。
	テレビ、コンピューター、スマートフォン等を正しく使用する。
	交通安全規則を守る。
	安全、事故、火災、災難、虐待、誘拐などに対処する方法を経験する。

オリニジップの実践として展開されるかに注目したい。それとともに、それらを支える幼児教育・保育系学生の養成と幼稚園教師、保育教師の研修および研修に出席できる保障がどのように展開されるかも逃すことができない。さらに、保育者養成校での科目内容・教授内容がどのように交流され、検討されているかにも注目したい。

#### 4. 尹錫悦政権の幼児教育・保育政策 —2022年～2027年—

(1) 110 大國政課題のなかの「課題 46」（保健福祉部）と「課題 84」（教育部）

2022年5月10日、5年ぶりに保守派の尹錫悦政権が成立し、「110 大國政課題」を出した。その中の「課題 46」で「安全で質の高い養育環境の造成」（保健福祉部）を、「課題 84」で「国家

表 2-13 保健福祉部「課題 46」と教育部「課題 84」

「課題 46」安全で質の高い養育環境の造成 (保健福祉部)	「課題 84」国家の教育責任制の強化による 教育格差の解消 (教育部)
<input type="checkbox"/> 課題目標 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産の支援、乳幼児・児童の養育、保育およびドルボム、健康管理支援の拡大などを通して父母の養育負担の緩和、児童の健全な成長の支援および低出産の危機 <input checked="" type="checkbox"/> 児童保護に対する国家責任の強化と虐待予防で児童の公正な出発の保障	<input type="checkbox"/> 課題目標 <input checked="" type="checkbox"/> すべての子どもが幸せに成長できるように教育とドルボムの国家責任を強化 <input checked="" type="checkbox"/> 疎外階層がないオーダーメイド型教育とすべての国民の生涯学習の支援などを通して教育格差の解消
<input type="checkbox"/> 主要内容 <input checked="" type="checkbox"/> (保育サービスの質向上) 児童当たり教師の比率と施設の面積の上向きの検討、保育教師の処遇改善など、保育環境の全般の質的な向上、父母教育・時間制保育の改善などで養育支援の強化 —関係部署とともに、「幼保統合推進団」を構成・運営、0～5歳の乳幼児を対象とする保育と幼児教育の段階的な統合の方案づくり	<input type="checkbox"/> 主要内容 <input checked="" type="checkbox"/> (幼保統合) 関係部署とともに、幼保統合推進団を設置・運営して段階的に幼保統合の推進、幼稚園の放課後課程(ドルボム)の対象と運営時間(週末・夜など)の拡大 —私立幼稚園の教師の処遇改善、幼稚園・小学校教育課程との連携の強化などを推進

出所：報道資料：第20代大統領職引継ぎ委員会（2022年5月）で配布された資料「尹錫悦政府 110 大國政課題」から張命琳作成。

の教育責任制の強化による教育格差の解消」(教育部)を提示し、それぞれ主要内容を発表した。そして、「課題46」と「課題84」の主要内容で共通するのは表2-13に見るように、文言の少々の違いはあれ、幼保統合の関係部署とともに「幼保統合推進団」(国と地方自治体の公務員で構成)の設置・運営をし、段階的に保育と幼児教育の統合推進をすることとした。振り返ると、2013年朴槿恵政権が「幼保統合推進委員会」を発足させ検討が始まり、実現への想いが期待される意見もあったが、実現しなかったことに繋がる。この「幼保統合」の課題は、教育・保育の機会均等、公共性の進化、保育の質向上の基本的な視座の内容に関わり、具体的には、韓国における幼児教育・保育制度・政策の改革を示唆することなので、後ほど別項目で述べる。

(2) 教育部・第3次幼児教育発展の基本計画と保健福祉部：中長期保育基本計画 —2023年-2027年—

課題(46)・(84)の下に発表された教育部の「第3次 幼児教育発展基本計画(2023-2027)」と保健福祉部の「第4次 中長期保育基本計画(2023-2027)」について、表2-14を手がかりに考察したい。

1) 教育部 第3次幼児教育発展の基本計画

第3次「幼児教育発展計画」は、2009年-2012年に出された「先進化推進計画」,「第1次幼児教育発展の基本計画(2013-2017)」,「第2次幼児教育発展の基本計画(2018-2022)」の流れに位置づいている。

第3次幼児教育発展基本計画のビジョンで、「国公立の相生発展と幼保統合により、幼児教育分野の国家責任の強化」を示し、政策目標でつぎの3点を挙げた。第一は、すべての幼児に格差のないスタートラインの保障、第二は、自律性の強化を通した一人ひとりに合う教育(オーダーメイド教育)の提供、第三は、知能型ナイス(NEIS:国民システム)の安着を通した教育行政透明性の向上、を挙げている。①と②については、文在寅政権からの継続といえる。③のNEIS(National Education Information System)は、「教育行政情報システム」である。

遡及するが、李明博政権下で情報化の戦略を立て、小・中学校教員を対象とするICT活用能力の強化が行われていた。朴槿恵政権では、「公共情報活用基礎と健全なサイバー文化の造成」として、幼児教育情報システムの構築と運営が進められた。この流れを受けて、尹錫悦政権では、「教育行政情報システム」の内容が、幼児に向けられ、「安全なデジタル経験の支援」と「幼児に対する特別な支援の拡大」とした。そして、つぎの核心課題では「インフラの構築」を提示しているので、実践のなかで情報教育がどのように展開されるかを注視したい。

教育部では、政策目標を受けて4つの核心課題を提示している。第一は、「良質な幼児教育の機会の拡大」、第二は、「教育課程」、「放課後課程」の充実を提示し、第三では「教師の力量の強化と権益の増進」、第四では、「未来教育のインフラの構築」である。

これらの4つの核心課題のもと推進課題は、第一は、「デジタル関係」(他、4件)、第二の核

表 2-14 教育部 第3次 幼児教育発展基本計画（2023-2027）

教育部 第3次 幼児教育発展基本計画（2023-2027）		
ビジョン		国公立の相生発展（一緒になって発展する）と幼保統合により、 幼児教育分野の国家責任の強化
政策目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての幼児に格差のないスタートラインの保障</li> <li>自律性の強化を通じた一人ひとりに合う教育（オーダーメイド教育）の提供</li> <li>知能型ナイス（NEIS：国民システム）の安着を通じた教育行政の透明性の向上</li> </ul>
核心課題		推進課題
I	良質な幼児教育の 機会の拡大	①幼保統合及び3-5歳の教育費負担を大幅に軽減 ②幼児教育の質の向上のための教育運営モデルの多様化 ③幼児教育機関への教育与件の改善 ④デジタルの修理及び安全なデジタル経験の支援 ⑤幼児に対する特別な支援の拡大
II	教育課程及び 放課後課程の充実化	①幼児教育支援体系の改編及び自律性の強化 ②教育課程の充実化及び幼・保・小の連携の支援 ③放課後課程の拡大及び充実化 ④体系的な保護者支援
III	教員の力量の強化 及び権益の増進	①教員の未来教育の力量の強化 ②多様な支援の拡大及び資格制度の発生化 ③教権の保護と権益の増進 ④私立幼稚園教師の処遇改善
IV	未来教育の インフラの構築	①知能型ナイスの安着 ②安全教育の強化及び安全な環境づくり ③未来型の教育インフラづくり ④ヌリポータルの高度化及びガバナンスの拡大

出所：報道資料：第20代大統領職引継ぎ委員会（2022年5月）で配布された資料「尹錫悦政府 110 大國政課題」から張命琳作成。

備考：第3次「幼児教育発展計画」は、2009年-2012年に出された「先進化推進計画」,「第1次幼児教育発展の基本計画（2013-2017）」,「第2次幼児教育発展の基本計画（2018-2022）」の流れの次に位置づけている。

心課題は、「教育課程の充実化及び保・幼・小の連携の支援」（他、3件）、第三の核心課題は、「多様な支援の拡大及び充実」（他、3件）、第四では、「知能型ナイスの安着」（他3件）を挙げている。

## 2) 保健福祉部 第4次 中長期保育基本計画

保育基本計画のビジョンは、「保育・養育サービスの質的な跳躍」と「すべての乳幼児の幸せな成長を支える」を提示し、以下3点の目標を掲げた。第一は、乳幼児成長・発達の時期的に必要な最適な国家の支援の強化、第二は、未来対応ができる質の高い保育環境づくり、第三は、すべての乳幼児に格差のない平等なスタートラインの保障、である。教育部の政策目標の第一と保健福祉部の目標の第三は、同じ文言で、教育・保育の公共性の神髄を表した。

目標を実施する重点「戦略」は、4点である。第一は、総合的な養育支援の強化、第二は、乳幼児中心の保育サービスの質向上、第三は、保育教職員の専門性の向上および力量の強化、第四

は、保育サービス基盤の構築、である。

第一の「戦略」を推進する「主要な課題」は、4件あり、いずれも父母への支援が記されている。第二の主要課題では、「乳幼児中心」と「保育の質向上」をキーワードに4件の項目が示されている。第三では、主要内容の4件を掲載している。

以上、教育部と保健福祉部の「第3次 幼児教育発展の基本計画」と「第4次 中長期保育基本計画」の内容の要点を考察した。これは、提示されて1年と半年を経ているが、これから国・自治体の関係部署、幼稚園やオリニジップで実践が進行するなかで、その真価が問われることになる。とはいえ二年目に入った段階で、2点を抑えておきたい。

第一は、教育・保育の公共性の神髄を表した項目で、教育部の政策目標の第一と保健福祉部の目標の第三に記されている「すべての幼児に格差のないスタートラインの保障」を打ち出していることである。第二は、幼児教育・保育の質向上に関わって、教育課程の推進・強化とそのため幼稚園教師、保育教師の力量の向上支援を示していることである。繰り返しになるが、これらは、二つの「基本計画」を進める上での基本視座に関わる大事な点である。

その上で、保健福祉部の基本計画の「戦略」で使用している「サービス」という文言である。

表 2-15 保健福祉部 第4次 中長期保育基本計画 (2023-2027)

保健福祉部 第4次 中長期保育基本計画 (2023-2027)		
ビジョン	保育・養育サービスの質的な跳躍による すべての乳幼児の幸せな成長を支える	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の成長発達の時期別に必要な最適な国家の支援の強化</li> <li>・未来に対応できる質の高い保育環境づくり</li> <li>・すべての乳幼児に格差のない平等なスタートラインの保障</li> </ul>	
4つの重点戦略, 16の主要課題		
	戦 略	主要課題
I	総合的な 養育支援の強化	①父母給与の導入で乳児期の養育費用の軽減 ②総合的な育児サービスの提供 ③オーダーメイド型の養育情報の提供による父母の養育力量の強化 ④育児健康相談サービス支援の強化
II	乳幼児中心の 保育サービスの質の 向上	①オリニジップの保育に最適な環境づくり ②オリニジップの品質管理の体系の改編 ③乳幼児の健やかな成長・発達の支援および権利尊重の拡大 ④遊び中心の保育課程の充実化
III	保育教職員の 専門性の向上 及び力量の強化	①保育教職員の養成及び資格体系の高度化 ②保育教職員の専門力量の強化 ③保育教職員の権益保護及び環境づくり ④保育教職員の勤務環境及び合理的な処遇改善
IV	安定した 保育サービスの 基盤構築	①オリニジップの安定的・効率的な支援体系づくり ②公共保育の拡大及び充実化 ③人口構造の変化による保育の死角地帯の予防 ④伝達体系, システム, 広報の高度化

出所：報道資料：第20代大統領職引継ぎ委員会（2022年5月）で配布された資料「尹錫悦政府 110 大國政課題」から張命琳作成。

これは、「保育の公共性」に反する文言だと指摘しておきたい。付け加えれば、教育部では、「教育サービス」は、使用されない。「教育サービス」は、私的な場面で使用する文言だからである。

##### 5. 幼児教育・保育の課題：「幼保統合推進委員団」と「幼保統合推進委員会」の動き

ここで、尹錫悦政権保育政策の一部である『『幼保推進委員団』と『幼保統合推進委員会』の動き』を別枠で取り上げることをお断りしたい。その理由は、韓国の幼児教育・保育が、「いま」改革する過程にあり、実現すれば、教育・保育界に画期的な新しい第一歩を踏み出すことを意味するからである。また、万一実現しなくても「推進計画を極めた過程」は、今後の教育・保育の基盤を作り上げることになると期待できるからである。

言い換えれば、この「幼保統合推進団」、「幼保統合推進委員会」の提議の中に込められた現状把握、理念、目標と内容は、今後の韓国の幼児教育・保育の政策、研究および教育・保育実践を追究する上で大事な視座を持っていると考えるからである。ついでながら、我々のJSPS 科研費共同研究が対象としている保育者養成は大きな検討対象のひとつとされている。とはいえ、ここでの内容は、2023年9月現在であることを記す。

韓国では、前述のように、これまで「幼稚園と保育施設の制度的な一元化」、イギリスの幼児学校をモデルにした「5歳児入学」、朴槿恵政権下の「幼保統合推進委員会」設置と「幼保統合」の追求がされている。しかし、いずれも「時期尚早」、「財政上困難」としてこれらの問題は見送られた。この流れのなかで、幼稚園とオリニジップの施設統合ではなく、まず、「教育・保育課程の統合」、具体的には、「幼稚園教育課程」と「標準保育課程」の統合として「5歳ヌリ課程」を作成した。その後、対象年齢を上げ、「3-5歳共通ヌリ課程」を編纂し、2019年7月に通称「2019改訂ヌリ課程」を公示し、2020年3月に施行した。

この流れを受け継ぎ、尹錫悦政権は、「110 大政課題」の「課題46」と「課題84」で、部分的な表現は異なるが、関係部署と「幼保統合推進団」（以下、推進団と略す）を構成・運営し、保育と幼児教育の段階的な統合の方案づくりを行うと述べた。推進団は、政府と自治体の公務員で構成された。そして、「幼保統合推進委員会」（以下、推進委員会と略す）を設置し、第一回の委員会を2023年4月4日に開催した。教育部・報道資料（2023年5月15日）によれば、同推進委員会委員長は副総理兼教育部長官が就任し、委員は25名であった。委員の内訳は、政府部局の委員が5名、委託委員が20名である。委託委員は、国の研究機関（3）韓国幼児教育学会（1）、研究者（5）、幼稚園とオリニジップの関係団体（11）で構成している。なお、委託委員の任期は2年で再任は可とし、専門家・研究者には交代がない、としている。付言すると、推進委員会委員長は2019年の改訂「ヌリ課程」をまとめた李周浩副総理兼教育部長官である。そして、主管部署は教育部で、0歳から5歳児全てを対象とすることになった。

推進委員団と別途編成された研究諮問団が案件を作成し、推進委員会に報告する仕組みとなっている。研究諮問団（以下諮問団と略す）は、特別委員として加わった育児政策研究所長と「アイ（子どもの意味）幸福研究諮問団」で組織された。アイ幸福研究諮問団は、幼児教育・保育

学，社会福祉学，経済学各分野の専門家12名により構成されている。

2023年諮問団の研究テーマは，①幼保統合機関のモデルの決定，②費用支援の構造，③幼保統合機関の教育課程作成，④幼保統合機関の教員資格に関する養成体系，である。①の幼保統合モデル機関に関して，教育部は教育庁に公募をかけ，結果，5つの道（京畿道，忠清北道，慶尚北道，慶尚南道，全羅北道）と4つの市（ソウル特別市，大邱広域市，仁川広域市，世宗特別自治市）を決定した。

2023年7月28日開催の第2回推進委員会で「幼保統合政策推進方案」が出された。その内容は今後どのように展開するかは定かではない。しかし，本「方案」の進める際の原則として，「機関の単純な物理的統合ではなく，乳幼児の発達と特性を考慮した『質の高い，新しい統合』の追求」を挙げている。この視座が大事であるとともに，「方案」実現のために築かれる理論の形成過程を明らかにすることが研究の視座からは求められる。

以上のことから，「報道資料」をもとに「幼保統合政策推進方案」を今の段階で考察を試みる。

幼保統合政策推進方案は，尹錫悦政権の任期中に行うこととし，第一段階は2024年まで，つぎの第二段階を2025年から2027年までと時期区分をし，各段階の目標を設定している。

全体目標の第一段階（2023-2024）は，「幼保推進委員会と推進委員団を中心に機関間の格差を解消する点と統合の基礎を創ること」と定めている。第二段階（2025-2027）では，「教育部と教育庁」を中心に幼保統合を本格的に推進する。これらの目標に沿って，6つの枠組みと具体的な課題内容を紹介している。

幼保統合政策推進方案の提出により，第一回推進委員会で決められた内容のうち，4点が第二回推進委員会で「変更」として付随事項が発表されている。

一つ目は，当初，保健福祉部のオリニジップ関連業務は「2025年までに教育部に移管」となっていたが，「2023年までに教育部に移管」という変更である。ちなみに，オリニジップの関連事業は，保育政策，保育事業の企画，保育基盤に関わる内容が挙げられている。

二つ目は，自治体（道・市・群・区庁）のオリニジップ管理業務を自治体の教育庁に移管する。

三つ目は，幼稚園とオリニジップの性格は現状のままにし，2025年に統合機構を発足させる。

表 2-16 幼保統合推進方案の6つの枠組みと具体的な課題内容

	1 段階（2023～2024）	2 段階（2025～2027）
	委員会・推進団（ギャップの解消と基盤構築）	教育部・教育庁幼保統合本格施行
親	段階的に教育・ドルボムの負担を緩和する	教育費負担の大幅な軽減
教員	処遇改善，資格，養成体制の改善（案）設置	変更された資格，養成課程の適用
施設	安全な環境づくり	施設基準の改善案の適用
組織	教育中心の管理体系の一元化	一元化された管理体系で統合支援
財政	財源移管及び統合を推進	統合した管理体系への統合支援
法令	関連法律の一括改正の推進	改正法令の施行

出所：教育部 報道資料

ただし、これは段階的な施行となる。

四つ目に、上記のことを遂行するために、政府と与党は政府組織法と地方教育自治法、幼保特別会計制定・改正を推進すること、である。

以上が、教育部・報道資料から読み取り、「幼保統合推進事業」の5年間のうちの1年半ほどでまとめられた内容である。ここには、狭義の「幼稚園とオリニジップの制度的な一元化」の追求ではなく、2008年以降の経済の活性化、国民の幼児教育・保育への願いを意識した保守派・民主派両政権の試行錯誤ではあるが、成果と読み取ることができる。換言すれば、幼児教育・保育の「公共性と質向上」の拡大・進化を視座に展開された幼児教育・保育政策の現段階の到達点であり、成果といえる内容が散見される。

繰り返しになるが、後掲の参考文献(5)(7)(8)と本論文Ⅱで述べた金大中・盧武鉉・李明博・朴槿恵・文在寅・尹錫悦政権下の幼児教育・保育政策で試行錯誤をしながら、教育の「公共性」の進化、OECDの助言も含め、「教育・保育の質向上の拡大」を追求した内容が「幼保統合推進」の活動に具現されたと指摘できる。そして、「方案」に記されているが、保育・幼稚園教師の待遇改善・資格の検討、それにかかわる保育者養成の改革など大事な点が今後の課題として残されている。

韓国の場合、これまでも短期間で課題が議論され、修正を加え、実行に移されている。韓国のすべての0歳から5歳児の人権が守られ、教育・保育を受ける権利が保障され、「公共性と教育・保育の質向上」が進化し、「幼保統合」が進むことに期待している。

## おわりに

「保育ソーシャルワークと教育との統合を求めた韓国の保育者養成・研修システム調査研究」(科学研究費助成金)の一環として、本稿では、教育・保育の「公共性」および「質向上」の視座から2008年から2023年の各政権で出された幼児教育・保育政策を明らかにした。この各政権の流れで、2022年に出された幼児教育・保育の課題とされている「幼保統合」の推進動向と課題を明らかにした。つぎの研究では、保育教師の資格を巡る課題、幼稚園教師・保育教師養成の実態と課題を明らかにしたい。

## 謝辞

講義のご協力と「報道資料」のご提供に対し、張命琳韓国教育開発院碩座研究員に深謝を申し上げる。

## 付記

本研究はJSPS科研費(23K0154 研究代表：金珉呈)の助成を受けたものである。



参考文献

- (1) 韓惠卿, 朴恩惠, 鄭京姫『保育政策の現況と改善方案』韓国保健社會研究院, 1996年6月.
- (2) 金珉呈「保育施設の歴史」勅使千鶴編, 日本福祉大学 21世紀 COE プログラム児童班企画『韓国の保育・幼児教育と子育て支援』新読書社, 2007年.
- (3) 勅使千鶴編, 日本福祉大学 21世紀 COE プログラム児童班企画『韓国の保育・幼児教育と子育て支援』新読書社, 2007年.
- (4) 勅使千鶴編, 日本福祉大学 21世紀 COE プログラム児童班企画『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社, 2008年.
- (5) 勅使千鶴「韓国における保育機関の公共性と保育の質－保育政策と実践に見る公共性と『保育の質向上』への取り組み－」『日本福祉大学 子ども発達学論集』第1号, 2009年.
- (6) 株本千鶴「金大中・盧武鉉政権の社会保障政策」『海外社会保障研究』No.167 国立社会保障・人口問題研究所, 2009年.
- (7) 勅使千鶴「韓国の幼稚園教師養成および現職教育の現状と課題－教育の『公共性』と『質向上』への取り組み－」『日本福祉大学 子ども発達学論集』第2号, 2010年.
- (8) 勅使千鶴「韓国の保育教師養成および補習教育の現状と課題－保育の『公共性』と『質の向上』への取り組み－」『日本福祉大学 子ども発達学論集』第3号, 2011年.
- (9) 勅使千鶴「韓国における保育・幼児教育の公共性および質向上への取り組み－『満5歳共通課程』導入の推進計画をめぐって－」『日本福祉大学 子ども発達学論集』第4号, 2012年.
- (10) 藤原夏人「【韓国】無償保育・無償幼児教育と幼保一元化」『外国の立法』国立国会図書館及び法考査局, 2.
- (11) 松本麻人, 橋本昭彦「韓国－就学前教育無償化政策の実施及びその成果と課題」渡邊恵子『初等中等教育の学校体系に関する研究報告者1 諸外国における就学前教育の無償化制度に関する調査研究』国立教育政策研究所, 平成27年.
- (12) 藤原夏人「【韓国】文在寅新政権の政策課題」『外国の立法』国立国会図書館及び法考査局, 2017年.
- (13) 崔佳榮『韓国の大統領制と保育政策』ミネルヴァ書房, 2019年.
- (14) 教育部告示・保健福祉部告示「ヌリ教育課程」(2019年7月24日)は, 私たちの日韓保育比較研究会で翻訳した文書を使用した.
- (15) 韓国・教育部・保健福祉部著, 丹羽孝, 新井美保子, 矢藤誠慈郎, 韓在熙翻訳『2019改訂ヌリ課程 解説書』2019年12月.
- (16) 韓国・教育部・保健福祉部著, 丹羽孝, 新井美保子, 矢藤誠慈郎, 韓在熙翻訳『2019改訂ヌリ課程 遊び理解資料』2019年12月.
- (17) 韓国・教育部・保健福祉部著, 丹羽孝, 新井美保子, 矢藤誠慈郎, 韓在熙翻訳『2019改訂ヌリ課程 遊び実行資料』2019年12月.
- (18) ムン・ムギョン「調査結果の政策への展開：韓国における OECD TALIS Starting Strong の主要結果及び示唆されること」『令和2年 国立教育政策研究所, 教育改革国際シンポ報告書』2020年.
- (19) 金明中『韓国における社会政策のあり方』旬報社, 2021年.
- (20) 裴海善『韓国と日本の女性雇用と労働政策－少子高齢化社会への対応を比較する－』明石書店, 2022年.
- (21) 金珉呈, 上原真幸, 勅使千鶴, 韓仁愛『2023年度 科学研究費補助金基礎研究(C) 報告書 韓国の保育者養成に関する調査研究－2023(令和5)年度研究成果－』2024年3月.
- (22) 張命琳(講義), 金珉呈(記録)「韓国における保育・幼児教育の動向－『幼保統合』推進の動きと教師養成の課題」『韓国の保育者養成に関する調査研究－2023(令和5)年度研究成果－』2024年3月.